民訴予備令７－３２　肢エ

第１．肢の結論

正しい

第２．組合の業務執行組合委員に組合財産における当事者適格が認められるか

１．問題の所在

民法上の組合において，組合規格に基づいて，自己の名で組合財産を管理し，対外的業務を執行する権限とともに，組合財産に関する訴訟を追行する権限を与えられた，業務執行組合員がいた。この者に，組合財産に関する訴訟の当事者適格が認められるか。

明文なき任意訴訟担当が認められるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

本件の場合，弁護士代理の原則，三百代言の禁止の目的に反しない。したがって，特段の事由がない限り，当事者適格は認められる。よって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，民事訴訟では，手続法定の要請から，任意訴訟禁止の原則がある。

したがって，組合で，訴訟権限を付与したとしても，明文がない以上，当事者適格を業務執行組合員に認めることはできないとも思える。

しかし，不都合である。仮に業務執行組合員に当事者適格がないと，組合財産（民法６６８条）を争う場合，組合員全員を常に当事者しなければならず，迂遠である。

組合の相手方は，対外的業務を行っている業務執行組合員を把握しているのが通常である。訴訟は，活動において起こりうるため，業務執行組合員が訴え，訴えられるのが実態に沿う。したがって，業務執行組合員に当事者適格を認める必要がある。

民事訴訟は，私的自治の延長線にある以上，私的自治の原則に反しない限り，例外も許容できる。

そして，第三者が，訴訟の当事者になることを禁止した目的は，三百代言の禁止にある。これに違反しない限りは，許容されると考える。

本件の場合，三百代言の禁止の趣旨には反しない。業務執行組合員（民法６７０条２項）は，組合員の信任を受けており，訴訟活動できるのも組合の活動範囲に限定されている。したがって，このものに当事者適格を認めても三百代言の禁止の目的には反しない。よって，結論通り，特段の事由がない限り，当事者適格は認められる。

以上